

規制の事前評価書

法令案の名称：家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

規制の名称：① ランピースキン病の家畜伝染病への追加
② 豚熱のと殺対象となる家畜の範囲の見直し
③ 家畜防疫員による代執行の追加
④ 第 62 条指定政令に係る規定の整備
⑤ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る獣医師法の特例
⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止
⑦ 家畜防疫官の権限の拡大

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：農林水産省消費・安全局動物衛生課

評価実施時期：令和 8（2026）年 3 月

1 規制の必要性・有効性

最近における家畜の伝染性疾病の発生の状況や輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の増加とその持込みの態様の悪質化等を踏まえ、国内防疫体制の強化及び効率化のためランピースキン病を家畜伝染病に追加し、豚熱のと殺対象範囲を見直し、及び飼養衛生管理者によるワクチン接種を当分の間可能とするとともに、輸入検疫体制の強化のため輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止する等の措置を講ずる。

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

① ランピースキン病の家畜伝染病への追加

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 62 条第 1 項に基づき令和 7 年 7 月に制定した政令により家畜伝染病に準じた扱いをとっている牛等のランピースキン病について、法の家畜伝染病に追加する。

③ 家畜防疫員による代執行の追加

豚熱の疑似患者の所有者が、殺処分命令の措置に従わないときや、従っても十分でないとき等に家畜防疫員が代執行できるようにする。

④ 第 62 条指定政令に係る規定の整備

第 62 条第 1 項に基づき準用することができる規定に、法第 5 章の病原体所持の許可・届出等の規定を加える。

⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止

⑦ 家畜防疫官の権限の拡大

輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等を経由して家畜の伝染性疾病が我が国に侵入することを防止するため、当該肉製品等の販売等を禁止するとともに、家畜防疫官に、食材店等への立入検査権限及び当該立入検査において確認された当該肉製品等の廃棄権限を付与する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

① ランピースキン病の家畜伝染病への追加

我が国において、ランピースキン病は、令和6年11月に初めて発生が確認された。その後の防疫対策により令和7年1月に一旦終息したものの、世界的な流行の継続に加え、令和6年に我が国に侵入したウイルス株は従来株よりも伝播力が高いと考えられる。したがって、同病が再度発生した場合に殺処分命令やワクチン接種等のまん延防止措置を講じられるよう、家畜伝染病として、着実にその発生予防・まん延防止を図る必要がある。

③ 家畜防疫員による代執行の追加

②の豚熱のと殺対象となる家畜の範囲の見直しによって、豚熱の疑似患畜の所有者には、飼養豚の一部に対して殺処分命令が出されることとなるが、所有者による殺処分では、速やかな殺処分が実施されず、その結果、豚熱がまん延するおそれがある。したがって、所有者が、殺処分命令の措置に従わないときや、従っても十分でないとき等に家畜防疫員が殺処分を行う必要がある。

なお、現在は、全頭殺処分の義務がかかっており、全頭殺処分の場合には家畜防疫員の代執行が可能であるため、速やかな殺処分が行われている。

④ 第62条指定政令に係る規定の整備

新たな疾病を第62条第1項に基づき指定する場合、第5章の規制がないままに他の研究機関等へ持ち出され当該疾病がまん延するおそれがあることから、当該疾病の病原体の保持情報を把握し適正な管理を実施するため、第62条第1項に基づき準用することができる規定に、第5章の病原体所持の許可・届出等の規定を加える。

⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止

⑦ 家畜防疫官の権限の拡大

訪日外客数の増加等を背景に、輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等が国内で流通し、当該肉製品等を経由して家畜の伝染性疾病が発生するおそれが高まっている。しかし、現行法において、輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等は禁止されておらず、家畜防疫官が立入検査を行ったり当該肉製品等を廃棄したりすることはできない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

① ランピースキン病の家畜伝染病への追加

ランピースキン病を法の家畜伝染病に追加し、法に基づく発生予防・まん延防止措置をとれるようにする。

③ 家畜防疫員による代執行の追加

豚熱の疑似患畜の所有者が、殺処分命令の措置に従わないときや、従っても十分でないとき等に家畜防疫員が代執行できるようにすることで、速やかな殺処分を行えるようにする。

④ 第 62 条指定政令に係る規定の整備

第 62 条第 1 項に基づき準用することができる規定に、第 5 章の病原体所持の許可・届出等の規定を加え、新たな疾病が発生した際に法第 5 章の措置を行えるようにする。

- ⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止⑦ 家畜防疫官の権限の拡大
輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の販売等を禁止するとともに、家畜防疫官に、食材店等への立入検査権限及び当該立入検査において確認された当該肉製品等の廃棄権限を付与し、肉製品等を經由して家畜の伝染性疾病が国内に侵入することを防ぐ。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

② 豚熱のと殺対象となる家畜の範囲の見直し

豚熱発生時の殺処分範囲について、現在の全頭殺処分から、ワクチン接種等の状況を勘案し、まん延防止のために必要な一部の個体のみを対象とする見直しを行うほか、速やかに期限内の措置を完了させる観点から、その殺処分について家畜防疫員による代執行を可能とする。

⑤ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る獣医師法の特例

豚熱ワクチン接種について、一定の研修を受けることなどを条件に獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）の特例を置き、当分の間、獣医師でない飼養衛生管理者によるワクチン接種を可能とする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

② 豚熱のと殺対象となる家畜の範囲の見直し

現在、豚熱については発生農場で飼養されている全ての豚を殺処分の対象としているが、北海道以外の地域でワクチン接種が進み、一定期間の移動制限や監視の徹底により、「ワクチン未接種豚」、「ワクチン接種後 20 日以内の豚」、「発育不良に陥った豚」及び「臨床症状を呈しており、PCR 陽性となった豚」のみを殺処分すれば、他農場への伝播リスクは全頭殺処分と比べて変わらないとの科学的評価を得るに至った。

⑤ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る獣医師法の特例

豚熱のワクチンについては、野生いのししにおける感染地域の拡大等に伴って、接種地域が順次拡大するとともに、農場の大規模化が進み接種頭数が増加する中で、獣医師のみによるワクチン接種だけでは、ワクチンの接種者が不足し、計画的なワクチン接種に支障が生じるおそれがある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

② 豚熱のと殺対象となる家畜の範囲の見直し

豚熱の疑似患者について、ワクチン接種等の状況を踏まえて、全頭殺処分から選択的殺処分に変更する。

⑤ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る獣医師法の特例

獣医師法第 17 条の特例を設け、獣医師のみ実施できるワクチン接種について、一定の研修を受けた飼養衛生管理者は、当分の間、豚熱ワクチン接種を行うことができることとする。

なお、豚熱のワクチンについては令和元年の大規模な接種開始以降、医療事故の報告はないほか、日常的に家畜の飼養管理及び健康状態を把握している飼養衛生管理者が必要な研修を受け、家畜防疫員の指示の下で接種を行う場合には、ワクチン接種の安全性は担保される。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

① ランピースキン病の家畜伝染病への追加

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 別の規制手段として、政令を延長し家畜伝染病に準じた対応をとることが考えられるが、世界における発生状況等を踏まえ、恒久的に発生予防・まん延防止措置を行う必要があることから、法を改正し家畜伝染病に位置付ける。

③ 家畜防疫員による代執行の追加

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 別の規制手段として、他の法律による規制についても検討を行ったが、速やかな殺処分を行えないおそれがあることから、当該規制を検討するに至った。

④ 第 62 条指定政令に係る規定の整備

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 他の法律による規制についても検討を行ったが、新たな疾病が発生した際に政令で緊急的に対応する仕組みとして既に法第 62 条が措置されているので、当該規制を検討するに至った。

⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止⑦ 家畜防疫官の権限の拡大

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 別の規制手段として、輸入検疫措置の強化を更に図ることが考えられるが、悪質化・巧妙化し、組織化する輸入禁止品の持込みに対し、増大する旅客・貿易を対象に空海港の検疫のみで完全に阻止することは人員や技術面に限界があることから、当該規制を検討するに至った。

<その他の非規制手段の検討状況>

① ランピースキン病の家畜伝染病への追加

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 非規制手段として、行政指導による対応も検討したが、行政指導では、家畜の所有者による自主とう汰や

ワクチン接種等のまん延防止の取組に温度差が生じ、全国的なランピースキンのまん延防止措置を十分にとることができないおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。

- ・ なお、令和6年の発生状況を踏まえ、令和7年3月19日に開催した第4回ランピースキンの対策検討会においては、「自主とうたへの協力が得られず、発症牛が地域に残存したことや、発生農場や周辺地域でのワクチン接種の遅れが、発生拡大につながった」、「感染拡大を防ぐためには、発生初期から強制力のある措置を行うことが必要」との意見があった。

③ 家畜防疫員による代執行の追加

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 規制を設けずに、所有者自らの殺処分のみとすることも検討したが、所有者のみでは期限までに殺処分を終えることができず、疾病がまん延するおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。

④ 第62条指定政令に係る規定の整備

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 非規制手段として、第5章の病原体所持の許可・届出等の規定を設けず、行政指導により病原体のまん延を防止することを検討したが、病原体は、ひとたび適正な管理を行わずに流通すれば多大な影響があり、強制力をもった措置が必要となる場合もあることから、規制手段の採用が妥当である。
- ・ なお、政令指定時に自動的に当該措置が適用されるわけではなく、当該措置の必要性は、当該疾病の性質により判断することとなる。

⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止⑦ 家畜防疫官の権限の拡大

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 非規制手段として、任意での販売店等への立入り及び廃棄の要請も検討したが、任意では、家畜の伝染性疾病が発生する原因となり得る、輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の廃棄を確実にできないおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

① ランピースキンの家畜伝染病への追加

- ・ 当該規制の実現により、恒久的にランピースキンの発生予防・まん延防止措置が行われることとなり、ひいては畜産振興に資する。
- ・ また、当該規制を措置せずにランピースキンの発生、まん延した際には、生産性への悪影響や、疾病感染中の乳肉の出荷ができないことによる経営への影響につながるおそれがある。
- ・ 当該規制による効果については、当該疾病の発生件数等により把握する。
- ・ なお、当該疾病は令和6年から令和7年までに22事例発生し、令和7年2月以降新たな発生は確認されていない。

③ 家畜防疫員による代執行の追加

- ・ 当該規制の実現により、殺処分が速やかに行われることとなり、豚熱の発生予防・まん延防止、ひいては畜産振興に資する。
- ・ また、当該規制を措置せずに新たな疾病が発生した際には、防疫作業の遅れからまん延を招き畜産業に影響を及ぼすおそれがある。
- ・ 当該規制による効果については、当該疾病の殺処分等防疫措置の遅延に起因する続発件数により把握する。

④ 第 62 条指定政令に係る規定の整備

- ・ 当該規制の実現により、新たな疾病が発生した際に取り得る防疫措置の手段が追加されることとなり、当該疾病の発生予防・まん延防止、ひいては畜産振興に資する。
- ・ また、当該規制を措置せずに新たな疾病が発生・まん延した際には、畜産業に影響を及ぼすおそれがある。
- ・ 当該規制による効果については、新たな疾病について政令を制定した後に、当該規制により申請及び許可又は届出及び受付のあった施設の件数及び当該施設における管理の状況により把握する。

⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止

⑦ 家畜防疫官の権限の拡大

- ・ 当該規制の実現により、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入防止、ひいては畜産振興に資する。
- ・ また、当該規制を措置せずに、アフリカ豚熱等の海外からの家畜の伝染性疾病の侵入した際には、国内畜産業への甚大な影響につながるおそれがある。例えば、中国では、平成 30（2018）年 8 月にアフリカ豚熱が初めて発生して以降、令和元（2019）年 8 月の飼養豚数が前年同月から約 40%減少している。一概には言えないが、仮に、我が国においても同様にアフリカ豚熱がまん延し、同程度の飼養豚数の減少が生じたものとして、これを我が国の豚の農業産出額（7,194 億円：令和 5 年）に単純に当てはめた場合、約 2,900 億円の損害が生ずることとなる。
- ・ 当該規制による効果については、当該疾病の発生件数等により把握する。

【緩和・廃止】

② 豚熱のと殺対象となる家畜の範囲の見直し

- ・ 豚熱発生農場における殺処分範囲を「ワクチン未接種豚」、「ワクチン接種後 20 日以内の豚」、「発育不良に陥った豚」及び「臨床症状を呈しており、PCR 陽性となった豚」のみに限定することにより、発生時の殺処分頭数はこれまでの全頭から、半数程度に減少すると見込まれる。

⑤ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る獣医師法の特例

- ・ 獣医師法の特例を設け、一定の研修を受けた飼養衛生管理者によるワクチン接種を可能とすることにより、ワクチンの接種者が新たに 5,000 人程度増加することが見込まれる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

① ランピースキン病の家畜伝染病への追加

- ・ 当該規制の実施に当たり、家畜の所有者において生ずる費用の増加額（準用する法第 17 条、第 21 条等

に基づく措置により生ずる費用の増加額)については、発生の有無や地域、当該地域周辺の農場における家畜の飼養頭数、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって異なることから、現時点で試算することは困難。事後評価までにランピースキン病が発生した場合には、これらの増加額等について把握していく。

③ 家畜防疫員による代執行の追加

- ・ 家畜の所有者にかかる義務を家畜防疫員が代わりに行うものであることから、遵守費用は生じない。

④ 第 62 条指定政令に係る規定の整備

- ・ 当該規制の実施に当たり、取扱施設の構造、取扱施設の維持、記帳、病原体取扱主任者の選定(許可所持者に限る)等は政令において指定する病原体の性状によって異なることから、規定の追加による費用の増加額を現時点で試算することは困難。事後評価までに当該政令を制定した場合には、これらによる増加額について把握していく。

⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止⑦ 家畜防疫官の権限の拡大

- ・ 規制の対象とする物品は従来より輸入が禁止されているものであり、財産的価値を有しないことに加え、当該物品の廃棄は家畜防疫官により行うものであることから焼却等に係る遵守費用は生じない。

<行政費用>

① ランピースキン病の家畜伝染病への追加

- ・ 当該規制の実施に当たり、都道府県等において生ずる費用の増加額(準用する法第 21 条、法第 60 条等に基づく措置により生ずる費用の増加額)については、発生の有無や地域、当該地域周辺の農場における家畜の飼養頭数、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって異なることから、現時点で試算することは困難。事後評価までに当該疾病が発生した場合には、これらの増加額等について把握していく。

③ 家畜防疫員による代執行の追加

- ・ 当該規制の実施に当たり、都道府県において生ずる費用については、発生の有無や当該地域周辺の農場における家畜の飼養頭数等によって異なることから、現時点で精緻な試算は困難であるが、全頭を殺処分の対象とする現行に比較して殺処分頭数がこれまでの全頭から、半数程度に減少するため、代執行に係る費用も減少することが見込まれる。事後評価までに豚熱が発生した場合には、これらの増減額等について把握していく。

④ 第 62 条指定政令に係る規定の整備

- ・ 当該規制の実施に当たり、政令において指定される病原体に係る許可申請の受付や審査事務(1 件当たり 30 分程度)が想定されるが、指定される病原体の種類により申請や届出数は異なることから、全体として生じる費用を現時点で試算することは困難。事後評価までに当該政令を制定した場合には、これらの増加額等について把握していく。

⑥ 輸入検疫を受けずに持ち込まれた肉製品等の国内における販売等の禁止、⑦ 家畜防疫官の権限の拡大

- ・ 複数回、違反肉製品等が含まれていた国際郵便物の宛先となる食材店等のうち、野生イノシシや養豚地域といったリスクの高い食材店等に立入検査を実施するほか、必要に応じてフォローアップの立入検査を行う。
- ・ この際、1 店舗当たり、2 名の家畜防疫官で所要半日から 1 日程度と見込まれる。

- ・ また、廃棄費用及び必要に応じて行う PCR 検査費用について、摘発の数量は店舗ごとに異なることから、現時点で試算することは困難。事後評価までにこれらの増加額等について把握していく。

<その他の負担>

無し

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

無し

<行政費用>

② 豚熱のと殺対象となる家畜の範囲の見直し

- ・ 当該規制の実施に当たり、都道府県等において生ずる費用の増減額等（法第 21 条、法第 60 条等に基づく措置により生ずる費用の増減額）については、発生の有無や地域、当該地域周辺の農場における家畜の飼養頭数、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって異なることから、現時点で精緻な試算は困難であるが、全頭を殺処分の対象とする現行に比較して殺処分頭数がこれまでの全頭から、半数程度に減少するため、これらの費用も減少することが見込まれる。事後評価までにこれらの増減額等について把握していく。

⑤ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る獣医師法の特例

- ・ 飼養衛生管理者に豚熱ワクチンを接種させるため、都道府県による研修（1 日程度の研修を、都道府県ごとに年 1 回程度開催）及び登録事務（1 件当たり 20 分程度）が想定される。
- ・ なお、5,000 人程度の飼養衛生管理者によるワクチン接種が新たに行われることが想定され、家畜防疫員の負担軽減が見込まれる。

<その他の負担>

無し

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

現行の家畜衛生における課題として、以下の意見があった。

- ・ 違反畜産物のより確実な摘発について、効果的・効率的に実現するために CIQ 関係行政機関との連携を一層深めつつ、より確実な検査実施体制を整備し、反復・組織的な違法持込みを徹底して阻止するよう体制の強化が必要ではないか。
- ・ 国内に持ち込まれた違反畜産物について、販売している外国食材店等を把握した場合に、十分な対応を取ることができるよう国内対応の取締強化が必要ではないか。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 食料・農業・農村政策審議会 第 71 回家畜衛生部会（令和 7 年 3 月 26 日）
同 第 73 回家畜衛生部会（令和 7 年 6 月 18 日）
同 第 76 回家畜衛生部会（令和 7 年 12 月 11 日）
- ・ 水際検疫の強化に向けた検討会

※ 上記の審議会及び検討会の委員には利害関係者が含まれている。

<関連する会合の議事録の公表>

第 71 回家畜衛生部会：農林水産省

第 73 回家畜衛生部会：農林水産省

第 76 回家畜衛生部会：農林水産省

水際検疫の強化に向けた取組：農林水産省

6 事後評価の実施時期【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 法施行後、5 年後を目途に事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>